

女性視点からの三世帯同居の実態と評価に関する研究

1871005H 千龍桃香

1. はじめに

三世帯世帯の割合は減少の一途をたどり、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、1986年には15.3%だったのに対し、2019年には5.1%となっている。このような状況下にもかかわらず、「三世帯同居及び近居の促進」は、日本の子育て支援の一貫として重要視されている。特に、安倍晋三総理の第三次改造内閣では、「一億総活躍社会」政策の一環として、三世帯同居・近居の実現に取り組んでいるが、有効性は疑問視されている。

また、三世帯同居のメリットの一つとして、「必要な時に世代間で支え合い、女性の就労と子育てが両立できること」が挙げられる。しかし、先行研究において、三世帯同居をする女性の心理的負担が指摘されており、必ずしもプラスの作用を果たしているとは言えない。

以上のことから、北陸地域の三世帯同居をする女性を対象としたアンケートによる事例調査によって、「三世帯同居及び近居の促進」の有効性を検証すると共に、三世帯世帯の生活実態と女性の暮らしに与える影響を探ることを本研究の目的とする。

2. 三世帯同居を支援するための政策

日本社会に根付く社会保障の考え方と政府や地方自治体が三世帯同居を促進するために行う政策を整理する。

日本で三世帯同居の促進が後押しされている背景には、「日本型福祉社会論」がある。日本型福祉社会論は、石油危機による不況を機に、国家の肥大化と国民経済の疲弊を避けるために提唱されるようになった。これは、“政府の対応や社会保障制度はあくまで自助の補完と見なす”考え方であり、21世紀の今日まで日本の社会保障制度の根幹を支えている。

近年では、2015年10月に発足した安倍晋三総理の第三次改造内閣が、少子高齢化問題に立ち向かい、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現を目指す方針を打ち出し、「三世帯同居・近居の環境の整備」、「三世帯同居に向けた住宅建設・UR賃貸住宅を活用した親子の近居等の支援」に積極的に取り組む方針を示した。また、三世帯で同居する目的で、家を新築・購入・リフォーム（増改築）する場合に、補助金などの支援がある地方自治体も多数存在している。

3. ミクロ視点から捉える三世帯世帯

総務省統計局が提供している匿名データを分析し、三世帯世帯の住宅の特徴と、三世帯同居をする子育て現役世代女性の就労について調査する。

まず、三世帯世帯と全世帯の住宅について比較したところ、三世帯世帯の住宅の特徴として、(1)持ち家率が非常に高いこと、(2)一戸建て住宅の割合が大きいこと、(3)居室数が多い、もし

くは、敷地面積の広い「大きな家」であることの三点が明らかとなった。しかし、このような住宅のストックがある地域は限定されており、東京を初めとする都市圏で三世帯同居が可能な住宅を見つけることは困難である。

つづいて、三世帯現役子育て女性と夫婦と子のみの世帯の女性の就労について比較したところ、三世帯世帯では、「労働力状態」が主に仕事、「従業上の地位」が正規雇用者の割合が多いことが明らかになった(図1)。このことから、三世帯同居をすることは女性が働く条件として有効に作用していると指摘できる。

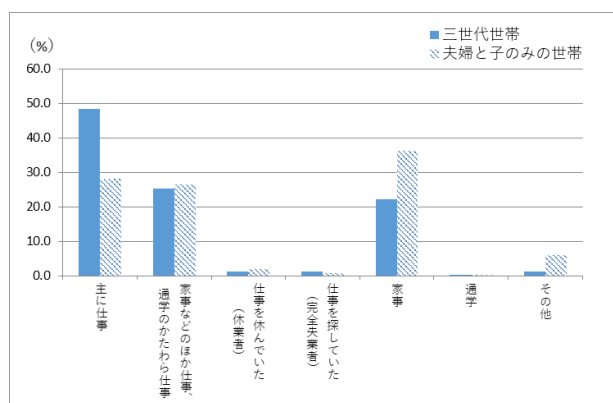


図1 労働力状態

資料)「平成27(2015)年国勢調査」より作成

4. 三世帯同居女性の生活・住宅実態

アンケートによる事例調査によって三世帯世帯の実情を明らかにし、同居が女性の暮らしに与える影響や継続の可能性を考察する。調査概要は以下の通りである。

【調査対象】

富山県で三世帯同居をしている、もしくは過去にしていた現役世代の女性23名

【調査期間】2021年11月

【調査方法】選択回答形式のアンケートによる調査

また、アンケートでは、(1)基本属性、(2)三世帯同居を始めた背景、(3)住宅、(4)就労、(5)家事・育児と暮らし、(6)三世帯同居が与える影響について尋ねた。

調査の結果から、以下の二点のことが明らかになった。一点目は、全ての世帯が第3章で述べた三世帯世帯の住宅の特徴に当てまっていることである。よって、(1)持ち家であること、(2)一戸建て住宅であること、(3)大きな家であることが、三世帯同居をする上で必要な条件であると立証された。

二点目は、三世帯同居は女性の人生設計に大きな影響を与えるということである。質問項目(6)三世帯同居が与える影響では、住宅、就労、家事・育児のそれぞれにおいて、三世帯同居が暮

らしに変化を与えたという回答が目立っていた。また、同居とライフイベントの前後関係を読み解くと、多くの女性が「三世代同居の開始と同時、または開始後」に第一子を出産し、就職（再就職）していることが明らかになった。このことから、「親との同居」は子育て就労女性にとって有利な条件となっていると指摘できる。

一方で、三世代同居が夫方か妻方かという点に着目する必要がある。今回の調査では、夫の親と同居する世帯（＝夫方）が13名、妻の親と同居する世帯（＝妻方）が10名と約半数ずつであったため、同居の経緯や就労形態について比較した（図2）。その結果、夫方同居では、家を継ぐという目的で同居を開始することが多いため、妻の選択肢が限定される傾向にあることが分かった。妻方同居では、自分の親との同居であることから比較的自由度が高く、より多くの実用的なメリットが得られるのではないだろうか。

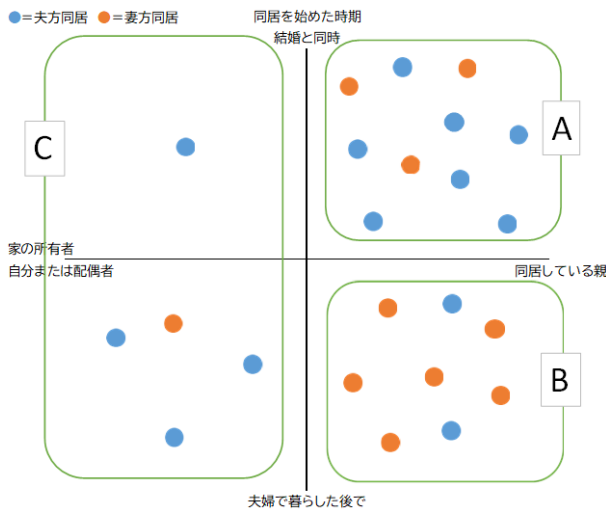


図2 同居を始めた時期と住宅の所有者の関連性

5. 結論

本研究では北陸地域の三世代同居をする女性に着目し、「三世代同居及び近居の促進」の有効性を検証すると共に、三世代世帯の生活実態と女性の暮らしに与える影響を探ることを目的としてきた。本研究で明らかになったことは、以下の三点である。

(1) 親との同居が女性の人生設計に与える大きな影響

アンケート調査から、親との同居が女性の人生設計に大きな影響を与えていることが明らかになった。回答者の出産や就職等のライフイベントは同居後に発生している事例が多かった。このことから、「親との同居」は仕事や育児において、女性に有利な条件となっていると結論づけられる。一方で、三世代同居をする女性は、同居している親との関係性にストレスを抱えていることが多いことや、同居する親の状態によっては、女性の家事労働の負担が増加する可能性があることを指摘できる。

(2) 親のストックで入居し、お金がかからないという条件

統計データの分析とアンケート調査から、大多数の三世代世帯は、親が所有する住宅で同居をしていることが明らかになっ

た。よって、三世代同居をするには、「親のストックで入居可能な住宅があり、住宅に関連する費用がかからない」という条件が必要である。政府は、リフォームや建築に関わる費用を補助することで、子世帯が親からの子育て支援を期待して同居を選択するという政策アプローチだが、実際には、「お金がかからない」という条件の下に同居をしている人が大半を占め、政策と実態にミスマッチが生じていることが分かる。また、上記の条件を満たす住宅は東京を始めとする都市圏では不足しているため、全国規模で三世代同居を推進するのは不可能に近いだろう。

(3) 「夫方」同居から「夫方と妻方」同居へ

アンケート調査の結果では、妻方同居と夫方同居の割合に大きな差がなかった。加えて、2005年から2018年までの妻方同居と夫方同居の割合を比較したところ、その差は年々縮小していることが分かった（図3）。このことから、三世代同居は「夫方同居」から「夫方同居と妻方同居」に二分化していると言えるだろう。妻方の親と同居をする理由は、配偶者が家を継ぐ必要がない場合に、女性が仕事と子育てをしやすい環境を求めているからであると推測できる。

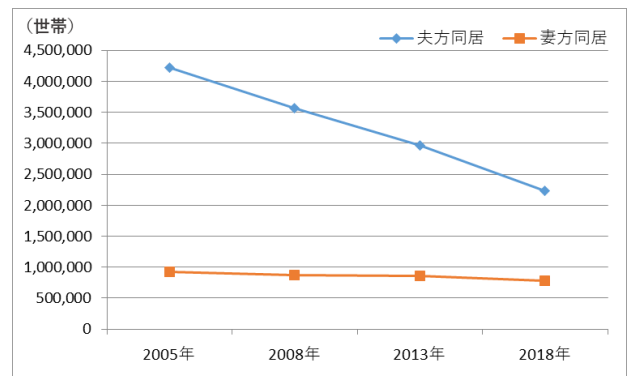


図3 妻方同居と夫方同居の推移

資料) 住宅・土地統計調査 (2005年～2018年) より作成

以上の三点から、「広い一戸建ての持ち家がある」という条件を満たす場合には、三世代同居は女性の人生設計に大きな影響を与え、子育て支援として有効に作用するということが本研究の結論である。ただし、同居が可能な地域は限定的であり、政策として三世代同居を推進することが適切であるとは言いがたい。減少を続ける三世代世帯ではあるが、「夫方」から「夫方と妻方」へ二分化しているように、時代の移り変わりと共に形態を変えながら、今後も継続されていくと予想される。

参考文献

- ・石畑良太郎、牧野富夫、伍賀一道「よくわかる社会政策〔第3版〕雇用と社会保障」(ミネルヴァ書房/2009年)
- ・総務省統計局ホームページ (最終閲覧日:2022年1月19日)
<https://www.stat.go.jp/index.html>
- ・厚生労働省ホームページ (最終閲覧日:2022年1月19日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>